

平成23年葛城検察審査会審査事件（申立）第10号

申立書記載罪名 動物の愛護及び管理に関する法律違反
検察官裁定罪名 動物の愛護及び管理に関する法律違反
検察審査会認定罪名 動物の愛護及び管理に関する法律違反
議決年月日 平成24年3月15日

議決の要旨

審査申立人

本田 満子 村岡 真澄 西岡 直美 赤池 淳子
西田 智子 橋本 みほ子 川上 恵 船引敦子こと田代敦子

審査申立代理人

植田 勝博
細川 敦史

被疑者

堀 美奈子
堀 賢治

不起訴処分をした検察官

奈良地方検察庁葛城支部検察官検事 立川 英樹

上記被疑者らに対する動物の愛護及び管理に関する法律違反被疑事件（葛城区検
平成23年検第1021，1022号）につき，平成23年9月2日上記検察官が
した不起訴処分に関し，当検察審査会は，上記申立人の申立てにより審査を行い，
次のとおり議決する。

議決の趣旨

本件不起訴処分は不当である。

議決の理由

当検察審査会が本件不起訴処分を不当とする理由は次のとおりである。

- 1 被疑者堀美奈子は平成13年頃から元夫と動物ブリーダー業を営んでいた者である。そもそも繁殖業者は、自らの経済的利益のために動物を生み出す以上、一方で動物の生命を尊重し、動物を愛護すべき業務上の重い責任を負っている。
- 2 被疑者堀美奈子とその弟の被疑者堀賢治は、平成22年8月10日から翌11日深夜にかけ、軽四トラックの荷台をコンパネで囲って、約100匹の犬を詰め込み、上にはビニールシートを被せて、東大阪から明日香までの道のり約46キロを約2時間かけ移動し、山中に犬を棄てるため、更に山道を約13キロを1時間にわたり移動している。この行為事態が動物の虐待に値するものである。
- 3 本件では、犬が知らない間にトラックの荷台から逃げてしまったという被疑者両名の供述を精査するための再現は困難ではあるものの、小型犬の生態を考えると、軽四トラックの荷台の上から約1メートル下に飛んで逃げることは、どうてい考えられず、仮に何かのはずみで跳び降りたとすれば、犬は骨折や怪我をしていることが十分想定される場所である。特に、ダックスフンド、チワワ、プードル等の小型犬は、足腰が弱く育てるのにも注意を喚起されているほどであるところ、常識で考えても約1メートルの荷台から、跳んで逃げ出すことは不可能と考えるのが相当である。
- 4 本件の不起訴裁定は、供述が重んじられた判断であり、検察官のいう被疑者両名が口裏を合わせている痕跡がないという主張については、「口裏を合わせていない」という証拠もないと言える。
- 5 被疑者両名の供述の信憑性
被疑者堀美奈子は、「弟と相談して吉野の山奥に犬を棄てることにした。犬が荷台から逃げる可能性があったのに確認していない。逃げてもいいと思っていたから荷台の様子は見ていない。」と吉野警察署及び奈良警察署で供述している。
被疑者堀賢治は、「吉野の山奥に捨てようと自分一人で決めた。逃げることを黙認した状態で放っておいた。犬が逃げたことは知っていた。逃げてても良い、

好都合だと考えていた。」と吉野警察署で供述している。

しかしながら、検察庁での供述では被疑者兩名は、「犬を棄てようとはしていない。知らない間に逃げてしまった。」と述べているものである。

常識的に考えても、事件の発覚当初が、本件内容を鮮明に記憶しているものであり、またその当時の感情もありのままに供述していると考えるのが相当であり、その供述こそが信憑性が高いものと言うべきである。

また、本件の証拠品のコンパネやブルーシートを焼却したという供述も、有害物を含むシートも燃やしたという事実は信用しがたく、被疑者兩名の供述内容を総合的に考えても、供述内容をにわかに信用することは出来ず、信憑性は非常に薄いと思われる。

以上の点から、当検察審査会は検察官の判断には納得できず、再度捜査を尽くす必要があると考えるので、上記趣旨のとおり議決する。

平成24年4月19日

葛城検察審査会

